

がん検診に関する検討会	
平成19年6月26日	参考資料6

参考資料6：

諸外国のがん検診の制度等に関する調査結果

諸外国のがん検診の制度等に関する調査結果

1. 調査方法等

○在外公館を通じて、8 カ国（アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、オランダ、スウェーデン、フィンランド）の政府担当部局に照会した。

2. 結果概要

【回答状況】

- スウェーデンは未回答。
- アメリカは関連ホームページの紹介のみであった（在外公館の担当者が当該ホームページに掲載されている情報に基づき回答）。
- その他の6カ国からは政府担当部局からの回答が得られた。

【制度全体】

○乳がん及び子宮頸がん検診は全7カ国、大腸がん検診は5カ国（イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、フィンランド）、前立腺がん検診は1カ国（ドイツ）で実施されていた。日本において実施されている胃がん及び肺がん検診を実施している国はなかった。

○いずれの国も、国、地方自治体ともに、がん検診に関与していた。国家予算のみにより実施しているのは2カ国（ドイツ、オランダ）、地方自治体予算のみにより実施しているのは2カ国（カナダ、フィンランド）、両方の予算により実施しているのは2カ国（イギリス、フランス）であった。

※我が国では、平成10年度に一般財源化され、市町村の予算のみにより実施されている。今回の医療制度改革後も同様である。

○がん検診に関する法律が制定されている国は、4カ国（アメリカ、ドイツ、オランダ、フィンランド）であった。

○がん検診に関する公的なガイドラインがある国は、全7カ国であった。

○受診率については、アメリカの低所得者等を対象とする検診プログラムでは10%前後であったが、その他の国はおおむね50%を超えていた。

○しかしながら、受診率の算定方法は各国ごとに異なっており、過大に算定していると思われる国もあった。

例 1 受診勧奨した者のみを分母にして算定（フィンランド）

例 2 過去3年間の受診者の総計を分子にして算定（イギリス）

【乳がん検診】

○乳がん検診の実施義務を法律に規定している国は、3カ国（イギリス、ドイツ、フィンランド）であった。3カ国とも、国及び地方自治体の両者に実施義務を課しており、2カ国（イギリス、ドイツ）では、国、地方自治体に加えて医療機関（医師）にも実施義務を課していた。

（注）我が国では、法律においてがん検診の実施義務は規定していない。

○乳がん検診の受診義務を法律に規定している国は、2カ国（イギリス、フィンランド）であった。

○全7カ国において、国のガイドラインにより、マンモグラフィ検査を推奨していた。また、アメリカ以外の国は、対象年齢に上限を設けていた。

○乳がん検診に係る費用は、5000～12000円であった。

○財源は、不明であるアメリカ以外の6カ国（イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、オランダ、フィンランド）において、自己負担を徴収せず、全て公費で負担していた。